

# 日本健康食品規格協会会則

The Japanese Institute for Health Food Standards (JIHFS)

## 第1条 名称

日本健康食品規格協会 (The Japanese Institute for Health Food Standards : JIHFS) とする。

## 第2条 目的

本会は健康食品業界の適正な発展のために質の向上を図り、消費者の信頼性を高めるために資することを目的として以下の業務を行う。

1. 厚生労働省ガイドライン(平成17年2月1日付 食安発第0201003号)に基づく業界自主基準GMP (Good Manufacturing Practice : 適正製造規範)を健康食品及びその原材料の製造業者、健康食品の輸入販売業者が遵守していることを確認し、認証する。
2. GMPに基づいて生産される個別製品の適格性を検証し、GMP認証マークを発行する。
3. 健康食品の原材料規格、安全性基準を作成し、認証する。
4. 健康食品の品質規格、安全性基準を作成し、認証する。
5. 健康食品の法制化の活動を支援する。
6. その他業界及び消費者にとって有益な活動を行う。

## 第3条 役員及び役員会

1. 本会は以下の役員を置く
  - (1) 理事長 1名
  - (2) 専務理事 1名
  - (3) 常務理事 1名
  - (4) 理事 若干名
  - (5) 会計監査 1名
2. 理事長は本会を代表し、会務を統括する。
3. 専務理事、常務理事は理事長を補佐し、理事長不在の折はその職務を代行する。
4. 理事長は理事の互選により選出される。
5. 専務理事、常務理事は理事の互選により選出される。
6. 理事の数は必要に応じて役員会で定めることにより増減できる。
7. 役員の任期は2年とし留任を妨げない。
8. 会計監査は最大2期を勤めることができるが、2期勤めた後は1期以上の空白期間を置かなければならない。
9. 役員会を最高の議決機関とする。

## 第4条 顧問・相談役

1. 本会には役員会で必要と認めるとき、過半数の議決をもって顧問、相談役を置く事がで

きる。

2. 顧問、相談役は役員会に出席して意見を述べることができる。但し、議決権は有しない。

#### 第5条 会員

1. 本会の趣旨に賛同するものとして正会員、賛助会員、個人会員を設ける。
2. 正会員は健康食品の製造、流通、マーケティング、販売に係る企業とし、その他健康食品に関連する事業に携わる企業または個人を賛助会員または個人会員とする。
3. 新たに会員になることを希望するものは、入会申込書に署名捺印のうえ提出し、理事長若しくは理事長代理者の承認を経て認められるものとする。
4. 会員は理事あるいは役員になる権利を有する。
5. 会員は理事を選出する権利を有する。
6. 会員は会員価格でサービスを受けることができる。

#### 第6条 会費

1. 正会員は入会金5万円及び年会費6万円を一括して支払うものとする。
2. 賛助会員は入会金2万円、年会費3万円、個人会員は年会費のみで1万円とする。
3. 会員が退会するときは理事長に退会届を提出する必要がある。但し、支払った入会金、会費は返却されないものとする。
4. 会費は年度ごと、毎年4月に納付する必要がある。納付が3ヶ月以上遅れた場合は退会したものと見做される。
5. 毎年10月1日以降、3月31日までに入会する会員の初年度の会費は、所定の金額の半額とする。

#### 第7条 除名及び役員の評任、解任

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は役員会の決議を経て除名することができる。
  - (1) 正当な理由無く会費の納入を怠った時
  - (2) 本会の目的、活動を妨げ、本会の利益に反する行動をとった時
  - (3) 重大な法令違反、法律、公序良俗に反する行為があったとき
2. 役員は理事長に辞表を提出することにより辞任することができる。
3. 役員が役員としての責任を果たさない時、本会の目的、活動を妨げ、本会の利益に反する行動をとったとき、法律、公序良俗に反するときは解任することができる。

#### 第8条 会計

1. 本会の経費は会の事業活動、寄付金、会費、入会金その他を持って充当する。
2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
3. 本会の会計は年度終了後会計監査を受け、役員会の承認を得るものとする。

#### 第9条 会則の変更

- 1 . 役員会において会則の変更ができるものとする。
- 2 . 会員は役員会に会則の変更を申し出ることができるものとする。

#### 第 10 条 活動

- 1 . 会の活動に必要な細則は役員会において定める。
- 2 . 理事長は役員会の招集を行う。
- 3 . 役員は必要に応じ理事長に緊急理事会の開催を要求できる。
- 4 . 理事長は役員から要求があった場合、原則として緊急理事会の招集を行う。
- 5 . 会の活動において必要なその他事項は役員会、理事長、あるいは理事長ならびに役員会の委嘱の基に行われる。

#### 第 11 条 事務局

- 1 . 会の運営を行うため事務局を設置する。
- 2 . 事務局の所在地は以下とする。

東京都文京区本郷 6 -26 -12 東京 RS ビル 4 F

本会則は平成 1 7 年 5 月 2 4 日より発効する。